

# 児童クラブ利用料徴収について



国富町役場福祉課

児童クラブの利用区分(第3条関係)・利用料(第5条関係)

1 基本的な利用 (年間)

(例1)通常利用(月～土曜日)

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

月額 3,000円

2 限定的な利用 (児童クラブの定員に余裕があり、受入れが可能な場合に限る)

(例2)土曜日利用

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水

月額 500円

(例3)学年末休業期間・春季休業期間

3月													4月														
終業式						学年末休業期間							春季休業期間							始業式	入学式						
通常利用 400円						通常利用 400円							通常利用 400円							新1年生のみ							
平日のみ 300円						平日のみ 300円							平日のみ 300円														

(例4)夏季休業期間

7月													8月														9月
終業式						夏季休業期間																	始業式				
通常利用 4,000円 (7月利用料: 1,000円 8月利用料: 3,000円)													通常利用 4,000円 (7月利用料: 1,000円 8月利用料: 3,000円)														
平日のみ 3,200円 (7月利用料: 700円 8月利用料: 2,500円)													平日のみ 3,200円 (7月利用料: 700円 8月利用料: 2,500円)														

(例5)冬季休業期間

12月													1月													
終業式						冬季休業期間																	始業式			
通常利用 800円 (12月利用料: 400円 1月利用料: 400円)													通常利用 800円 (12月利用料: 400円 1月利用料: 400円)													
平日のみ 600円 (12月利用料: 300円 1月利用料: 300円)													平日のみ 600円 (12月利用料: 300円 1月利用料: 300円)													

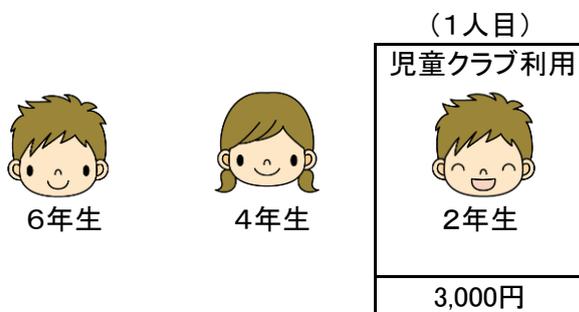
注) 例3・4・5の料金については期間内全ての利用料です。(※日額ではありません)

3 利用料の納入方法

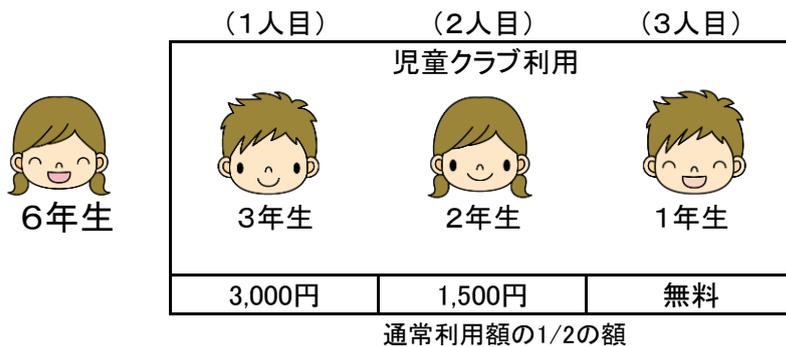
利用区分	納入期日	納入するところ
通常利用	利用する月の月末	利用する児童館・子どもセンター
土曜日利用		
長期休業期間利用	利用する期間の末日の属する月末	

利用料の額の特例(第6条関係)

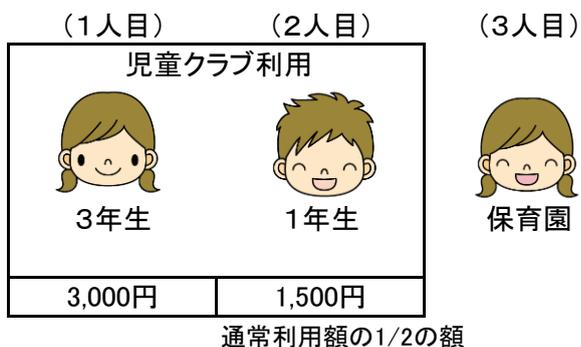
(例1)通常(月額3,000円)利用した場合



(例2)多子世帯の児童が通常(月額3,000円)利用した場合



(例3)2人以上の児童が通常(月額3,000円)利用した場合



利用料の減額・免除(第8条関係)

該 当 要 件		利用料の減額又は免除の基準
生活保護世帯		全額免除
就学援助世帯		
母子・父子・寡婦世帯		
同 一 世 帯	身体障害者手帳交付者	
	療育手帳交付者	
	精神障害者福祉手帳交付者	
	特別児童扶養手当の支給対象児	
障害基礎年金等受給者		
その他（災害等）		町長が定める額